

まちづくり基本条例に関わる事項検討特別委員会の設置に関する決議（案）

1 特別委員会の設置

地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条及び三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）第4条の規定により、7名の委員からなるまちづくり基本条例に関わる事項検討特別委員会を設置する。

2 調査事項

三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）に基づき、別に条例を制定し又は制度化を検討している事項の取り組み状況について調査検討する。

3 調査期限

まちづくり基本条例に関わる事項検討特別委員会は、2に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお継続して調査検討を行うことができる。

以上、決議する。

平成25年10月23日

兵庫県三田市議会